

● 知的財産

1. [_____]

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品または役務を表示するものおよび営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報。

2. [_____ 権]

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権および商標権の4つ。所管する官庁は特許庁である。

3. [_____ 法]

発明の保護および利用を図ることにより、発明を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とする法律。物品に関する発明の他、物質、医薬、植物(バイオ)、コンピュータプログラム等の物の発明などを保護対象にしている。ビジネスの方法に関しては、コンピュータやインターネットを利用していることを条件に発明として認められている。保護期間は原則として出願日から[_____ 年]。

4. [_____ 法]

自然法則を利用した技術的思想の創作、考案で、物品の形状、構造または組合せに係るものを保護の対象とする法律。保護期間は出願日から[_____ 年]。

5. [_____ 法]

物品の形状、模様、色彩またはこれらの結合、視覚を通じて美感を起こさせるものを保護の対象とする法律。保護期間は登録日から最長[_____ 年]。

6. [_____ 法]

人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状、色彩、音などで、業として商品について使用するものを保護の対象とする法律。保護期間は登録日から10年、継続使用による更新ができる。

[参考]

従来、商標法の保護対象は、文字や図形、立体的形状等に限られていたが、平成26年5月14日公布の法律第36号により、商標の定義が見直され、これまで商標として保護することができなかった「動き」「ホログラム」「音」「位置」「色彩」なども商標法の保護対象として認められることになった。

7. 著作物

思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの。著作者の内心に留まっている思想・感情そのものは著作物ではなく、著作物になるためには、それが表現されなければならない。一方で、表現された物であっても、それが思想・感情を表現したものでなければ著作物ではない。

8. 著作権法の目的

著作物並びに実演、レコード、放送および有線放送に関し著作者の権利およびこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することを目的とする。

9. [著 権]

著作者がその著作物に対して有する人格的利益の保護を目的とする権利の総称。

10. [権]

自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利。

11. [氏 権]

自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを定めることができる権利。

12. [同 権]

著作者の意に反して、著作物およびその題号の変更や切除その他の改変をすることを禁止する権利。

13. [著 権]
著作権法で保護されている著者による利益を保護する権利。譲渡や相続ができる。著作権の保護期間は、著作者の死後 50 年または公表後 50 年。
14. [権]
著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に複製する権利。
15. [権]
映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸し出すことができる権利。
16. 上映権
著作物を公に上映(著作物を映写幕その他の物に映写すること。映画の著作物に固定されている音楽を再生することも含む)する権利。
17. 口述権
言語の著作物を公に口述する権利。演劇や落語、講談、漫才の著作物等は上演権の対象となるが、詩や小説の朗読は口述権の対象とされ、上演権の対象に含まれない。
18. 公衆送信権／公の伝達権
著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を、受信装置を使って公に伝達する権利。

✓ 公衆送信:公衆によって直接受信されることを目的として無線通信または有線電気通信の送信を行うこと。
19. 自動公衆送信
サーバーなどに蓄積された情報を公衆からのアクセスにより自動的に送信すること。なお、サーバーに蓄積された段階を送信可能化という。
20. [二 物]
著作物の権利者から許諾を得て、既に存在する著作物に対して、翻訳、変形、脚色、編曲などを行って、新しく創造した著作物。

